



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(四二一九)
- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(四三〇〇)

〔条 約〕

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(一九)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(二〇)

〔省 令〕

- 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一五七)
- 母子保健法施行規則の一部を改正する省令(同一五八)
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一五九)

六 三 三 三 八 四

〔告 示〕

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一六〇)
- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(環境三六)
- 除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令(同三七)
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の効力発生に関する件(外務四一六)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同四一七)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の効力発生に関する件(同四一八)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同四一九)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件(農林水産二四二六)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件(環境一〇五)
- 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件(同一〇六)
- 廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法(同一〇七)

六 六 六 六 七 七

- 汚染状況重点調査地域を指定する件(同一〇八)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件(同一〇九)
- 環境大臣が定める放射線の量の測定方法(同一一〇)
- 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射線物質の濃度の測定方法(同一一一)
- 処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一二)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一三)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一四)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一五)

七 七 七 七 七

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一六)

七

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

○厚生労働省令第百六十号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四愛知の款名古屋東の項管轄区域の欄中、「(瀬戸労働基準監督署の管轄区域を除く。)」を削り、同款瀬戸の項管轄区域の欄中「愛知郡のうち長久手町」を「長久手市」に改める。

別表第五愛知の款名古屋東の項管轄区域の欄中「日進市」の下に「長久手市」を加える。

附則

この省令は、平成二十四年一月四日から施行する。

○環境省令第三十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百九十四号)第三条及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則(平成十七年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十五号とし、第八号から第十九号までを五号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の五号を加える。

八 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)以下「放射性物質汚染対処特措法」という。第十六条に基づく報告の受理に関すること。

九 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(以下「施行規則」という。)に規定する確認に関すること。

十 施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十一 指定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。次号において同じ。)の指定に関すること。

十二 放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること(指定廃棄物の保管及び特定廃棄物(同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。)の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。)

第五条中第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関すること。

十九 放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること(除染特別地域(同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。)に係る除染等の措置等(同項に規定する除染等の措置等をいう。)に係るものに限る。))。

附則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○環境省令第三十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第三十五条第一項第四号の規定に基づき、除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条

第三項に規定する大学共同利用機関法人

附則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

告

示

○外務省告示第四百十六号

平成二十二年十二月二十日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十三年十二月二十二日にソウルで行われた。よって、同協定は、その第十六条一の規定に従い、平成二十四年一月二十一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣 玄葉光一郎

○外務省告示第四百十七号

平成二十二年十二月二十日に東京で原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣 玄葉光一郎

8 協定第七条及び第十二条に關し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に關係する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。

9 協定第十三条 1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条 1(b)に規定する重大な違反の決定に關し、機關の理事會の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

- (a) 違反の認定
 - (b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機關として確認することができない旨の認定
 - (c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機關として確認することができない旨の認定
- 二十一年一月二十日にハノイで
日本國政府のために
谷崎泰明

ベトナム社会主義共和國政府のために
レ・ティエン

○農林水産省告示第千四百二十六号

農林水産省告示第千四百二十六号
農林水産省告示第千四百二十六号
農林水産省告示第千四百二十六号

平成二十三年十二月二十八日

農林水産省告示第千四百二十六号
農林水産省告示第千四百二十六号
農林水産省告示第千四百二十六号

○環境省告示第百五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第三十二条第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第三十二条第二号の環境大臣が定める要件は、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則）

対処に關する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれがない廃棄物（同法第二条第二項に規定する廃棄物をいう。）の焼却施設であることとする。

○環境省告示第百六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定したの、第一十一条第三項及び第二十五条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

- 一 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定した年月日
平成二十三年十二月二十八日
- 二 汚染廃棄物対策地域の区域及び除染特別地域の区域

イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域
ロ 葛尾村、浪江町及び楡葉町の区域（イに掲げる区域を除く。）

ハ 南相馬市の区域（原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城並びに同市内国有林盤城森林管理署二〇〇四林班から二〇八七林班まで、二〇八八林班の一部、二〇八九林班から二〇九一林班まで、二〇九五林班から二〇九九林班まで及び二一〇〇林班の区域に限り、イに掲げる区域を除く。）

ニ 飯館村の区域

ホ 川俣町の区域（山木屋並びに同町内国有林福島森林管理署一六一林班から一六五林班まで及び一六七林班の区域に限る。）

○環境省告示第百七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五号第四号及び第二十条第四号の規定に基づき、廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に關する特別措置法施行規則第五号第四号及び第二十条第四号の環境大臣が定める方法は、別表に掲げる機器を用いて測定する方法とする。

別表

- 1 ケルビン・トムズ非線形計測器
- 2 NaI (Tl) シンチレーショントラックトローメータ

○環境省告示第百八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第三十二条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

一 汚染状況重点調査地域を指定した年月日
平成二十三年十二月二十八日

二 汚染状況重点調査地域の区域

- イ 岩手県の区域のうち、一関市、奥州市及び平泉町の区域
- ロ 宮城県の区域のうち、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の区域
- ハ 福島県の区域のうち、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市(除染特別地域に係る区域を除く。)、南相馬市(除染特別地域に係る区域を除く。)、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(除染特別地域に係る区域を除く。)、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村(除染特別地域に係る区域を除く。)及び新地町の区域
- ニ 茨城県の区域のうち、日立市、土浦市、龍ヶ崎町、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の区域
- ホ 栃木県の区域のうち、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の区域
- ヘ 群馬県の区域のうち、桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の区域
- ト 埼玉県の区域のうち、三郷市及び吉川市の区域
- チ 千葉県の区域のうち、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の区域

○環境省告示第百九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 氏名又は名称 神戸環境クリエイト株式会社

ロ 住所 兵庫県神戸市長田区洲波島町一丁目一番二十八号

ハ 代表者の氏名 代表取締役 山本 宏光

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
兵庫県神戸市長田区洲波島町一丁目一番六十六、六番三、一番六十九及び一番十

三 無害化処理の用に供する施設の種別

無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種別
イ 廃ポリ塩化ビフェニル等(電気機器又は OF ケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。))に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。))が廃棄物となつたものに限り。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものに限り。)
五 申請年月日
平成二十三年十二月十六日

六 縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課並びに神戸市環境局事業系廃棄物対策室、兵庫区役所まちづくり推進部総務課及び長田区役所まちづくり推進部総務課

○環境省告示第百十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第十五条第一号の規定に基づき、環境大臣が定める放射線の量の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。
平成二十三年十二月二十八日
環境大臣 細野 豪志

環境大臣が定める放射線の量の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法は、地表から五センチメートルから一メートルまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十五条第一項第五号ロの規定に基づき、処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。
平成二十三年十二月二十八日
環境大臣 細野 豪志

処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十五条第一項第五号ロの環境大臣が定める方法は、日本工業規格 Z 八八〇八に定める方法により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第六号ロの規定に基づき、処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十五条第一項第六号ロの環境大臣が定める方法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第四号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

○環境省告示第百十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号イ(1)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法のうち、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号ハの規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に係るものは、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項第二号ハ(2)の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年十二月二十八日

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目五番四号
株式会社 印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、五九六円（本体、五〇〇円）
本号 一冊 四〇八円（本体、三九〇円）
送料 別